

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

建物・構築物・車両運搬具・器具及び備品 …… 定額法を採用しています。

(2) 引当金の計上基準

賞与引当金 …… 職員に支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当期の負担に属する額を計上しています。

退職給付引当金 …… 千葉県社会福祉事業共助会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担に相当する金額を計上しています。

2. 法人で採用する退職給付制度

職員の退職金の支給に備えるため、千葉県社会福祉事業共助会の実施する退職共済制度に加入しています。

3. 法人が作成する計算書類とサービス区分

当法人が作成する計算書類は以下のとおりとなっています。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
事業区分が社会福祉事業のみのため作成していません。
- (3) 社会福祉法人における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
拠点区分が1つのため作成いたしません。
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
公益事業を実施していないため作成いたしません。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
収益事業を実施していないため作成していません。
- (6) 特別養護老人ホームさざなみ苑拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (7) 拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)
- (8) 拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)
- (9) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 特別養護老人ホームさざなみ苑拠点(社会福祉事業)
「法人本部」
「特別養護老人ホームさざなみ苑」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりです。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	44,886,731	0	11,161,480	33,725,251
合計	44,886,731	0	11,161,480	33,725,251

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当はありません。

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりです。

土地

木更津市中島字呑堀2357番地 1 1415㎡ (借地・地上権設定)
木更津市中島字呑堀2358番地 2 284㎡ (借地・地上権設定)

建物(基本財産)

木更津市中島字呑堀2357番地 1, 2358番地 2 902.62㎡ 33,725,251円
33,725,251円

担保している債務の種類及び金額は、下記のとおりです。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 21,900,000円
21,900,000円

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりです。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	183,015,000	149,289,749	33,725,251
構築物	280,000	182,000	98,000
車両運搬具	4,889,930	4,889,928	2
器具及び備品	14,497,309	11,632,370	2,864,939
合計	19,667,239	165,994,047	36,688,192

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権の債権金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当期末債権の当期末残高は次のとおりです。

	債権金額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	21,744,597	0	21,744,597
合計	21,744,597	0	21,744,597

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当はありません。

10. 関連当事者との取引の内容

該当はありません。

11. 重要な偶発債務

該当はありません。

12. 重要な後発事情

該当はありません。

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当はありません。